

事前質問事項整理表

資料3

No.	質問内容	回答
1	「重点区域」または「歴史的風致」に設定された場合、景観保全や建築制限の観点から、駅舎の改良・改修等に制約が生じないでしょうか？（デザイン、素材、高さ等）	「重点区域」や「歴史的風致」内に含まれることにより制約が生じることはございません。
2	「重点区域」または「歴史的風致」に設定された場合鉄道事業（施設・設備の保守、ダイヤ改正等の鉄道運行の変更等）に制約はかからないでしょうか？	「重点区域」や「歴史的風致」内に含まれることにより制約が生じることはございません。
3	「重点区域」または「歴史的風致」に入ること、鉄道事業上の理由により各変更を行う場合に、地域の皆様からご意見を頂戴する可能性はないでしょうか？	ご意見をいただく可能性はございますが、「重点区域」や「歴史的風致」に駅舎や路線が含まれることを理由として各変更を制限するものではございません。
4	「重点区域」または「歴史的風致」に入ること、鉄道抵当法との兼ね合いで問題は生じないでしょうか？	問題が生じることはございません。
5	「重点区域」または「歴史的風致」に入ること、不動産価値、税制面に影響は生じないでしょうか？	影響が生じることはございません。